

天童市認定地域クラブ活動認定要件確認書

- ☒ 1 活動ができる機会が保障されていること
- (1) 本市に住所を有する中学生が所属していること。
 - (2) 競技力の強化等に重きを置き、市外から生徒を集めるものではないこと。
 - (3) 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。ただし、地域クラブの方針等により、対象地域や人数制限を設けることは妨げない。
 - (4) 主に市内の施設を利用して活動を行っていること。
- ☒ 2 適切な活動時間及び休養日を設定していること
- (1) 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、1 週間当たりの活動時間は 1 1 時間程度の範囲内であること。
 - (2) 1 週間当たり 2 日以上 of 休養日を設定し、原則、土曜日又は日曜日のどちらかは休養日としていること。ただし、1 週間当たりの活動時間が 1 1 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週 2 日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ、休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とする。
 - (3) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時、活動場所、休養日、大会参加日等）を作成していること。
- ☒ 3 会費等を適切に設定していること
- (1) 生徒及び保護者の負担を考慮し、持続可能な地域クラブの運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費（参加費）等が設定されていること。ただし、活動内容によって、活動場所や必要な備品等が異なることから、認定要件として会費等の額に制限は設けない。
- ☒ 4 適切な指導体制を整えていること
- (1) 指導の質を担保するため、指導者は、原則、有資格者であること。ただし、該当する指導者としての資格がない活動については、有資格者でなくとも十分な経験や知識を持った者が指導に当たること。
 - (2) 学校部活動と同様に、体罰、暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底すること。また、指導者自らだけでなく、参加生徒同士のこうした行為も許されないこととして深く認識し、指導に当たること。
 - (3) 過度の活動の防止、不適切な休養の設定等に留意すること。

- (4) 指導者は、本市が定める研修又はこれに準じる研修を受講すること。
- (5) 持続的・安定的な活動の確保及び事故又は暴力、暴言等の不適切な行為を防止する観点から、指導は原則として複数人で行うこと。

☒ 5 適切な安全管理体制が確保されていること

- (1) 生徒の健康の状態や活動環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休憩時間等を設定し、活動場所の管理主体と連携すること。
- (2) 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制等を整備し、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- (3) 参加者、指導者等が、自身の怪我等を保障する保険（スポーツ安全保険等）に加入し、必要に応じて個人賠償責任保険に加入していること。

☒ 6 適切な運営体制が確保されていること

- (1) 天童市認定地域クラブ活動の実施主体等において、次の内容を含む規約等を備えていること。
 - ア 役員（代表、副代表、会計、監事等）の選任及び解任に関すること。
 - イ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ウ 会員の入退会、参加費等に関すること。
 - エ 予算、決算の審議、承認に関すること。
- (2) 公正かつ適切な会計処理が行われ、加入者及びその保護者等の関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- (3) 営利を目的としないこと。

☒ 7 学校等との連携が適切に行われていること

- (1) 認定地域クラブの活動方針、指導方針、スケジュール等を本市や生徒の在籍する中学校と共有し、生徒1人当たりの活動時間を把握して生徒の健康管理に努めること。
- (2) 障がいのある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定し、配慮や工夫を行うこと。

上記、要件を確認しました。

令和●年●月●日

天 童 市 長 様

団体名 **スポーツクラブ**
代表者氏名 **天童 太郎**